

質 疑 回 答 書

業務委託名：「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託」

令和8年4月17日

番号	質問内容	回答	回答日
1	<p>仕様書「9. 積算について」にて (1)委託料に係る直接人件費の日額は以下の額を目安とする。 (直接人件費) 統括担当者:49,900円 専門員A :36,500円 専門員B :27,900円 との記載がありますが、これは、あくまでも目安であり、当該単価を使用することが必須ではないという理解で良いでしょうか。当社規定の受託単価を使用しても問題ないでしょうか。</p>	<p>目安として定めたものであり、当該単価により難しいなど特殊要因がある場合は、類似調査における実績、実情等を勘案し、適切かつ合理的な金額により見積もるようお願いします。</p>	R8.4.14
2	<p>提出書類様式2「参加資格誓約書」について押印が必要となっておりますが、こちらは「実印」の押印で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>実印の押印をお願いいたします。</p>	R8.4.14
3	<p>企画提案書(様式6)はエクセルファイルにて様式ご提供いただいておりますが、①～⑫の各要素について記載し全体で12ページ以内との制限を守ることを前提に、PowerPoint ファイル作成の縦書式にて提案書を作成することは可能でしょうか。</p>	<p>プロポーザル実施要領4(1)オに記載の内容を満たす限りにおいて、可能です。なお、①～⑫の各要素が盛り込まれていることが分かるよう、各要素の題目は記載し、また、①～⑫の順番は入れ替えないようにしてください。</p>	R8.4.14

4	<p>応募説明書については様式ファイルの提示がないところ、様式自由との認識でお間違いございませんでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>R8.4.14</p>
5	<p>令和8年4月21日(火曜日)16時締切の提出物のうち、押印が必要なのは参加資格誓約書のみでしょうか。応募申請書には特段、押印は不要でしょうか。</p>	<p>令和8年4月21日(火曜日)16時締切の提出物のうち押印が必要となるものは、参加資格誓約書(様式2)、共同企業体資格申請書(様式3)、共同企業体協定書になります。なお、共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書については、共同企業体での応募の場合のみ提出ください。 応募申請書への押印は不要です。</p>	<p>R8.4.17</p>
6	<p>プロポーザル実施要領／4 企画提案書等の提出 (1) 提出物／オ 企画提案書(様式6)／② 記載事項の中に、 ・「広域構想改定(素案)」を踏まえた、返還予定駐留軍用地ごとの返還後の直接経済効果及び経済波及効果の推計との記載があります。この記載を遵守して「広域構想改定(素案)」を踏まえるためには、「広域構想改定(素案)」自体の内容を、事前にご共有いただくことが必須です。</p> <p>最新の「広域構想改定(素案)」について、ご共有いただくことは可能でしょうか。もし事前にご共有いただけない場合には、上記項目を遵守した作成ができませんので、記載事項の中から削除いただくことは可能でしょうか。 可能な場合、ご共有いただくための方法をご教示ください。 (既に県庁webサイト内にごございましたら、失礼しました)</p>	<p>「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想改定(素案)」については、今後、所定の手続きを経た上で公表を予定しております。 当該資料の閲覧を希望される場合は、本企画提案以外に利用しないことを前提に、大容量ファイル転送サービス等により事務局案資料の共有が可能です。</p>	<p>R8.4.17</p>

7	<p>上記に関連して、仕様書(案)／(1)調査項目及び調査内容では、 「注2) 別業務で、広域構想の改定に向けた広域構想改訂素案を令和7年度に作成している。」との記載があります。</p> <p>③変換予定駐留軍用地の返還後の効果推計に関する提案作成に反映してより良い内容とするために、広域構想改定素案本体だけでなく、上記「別業務」成果物からも、可能なものについてはご共有いただくことはできませんでしょうか。</p>	<p>沖縄県HP(下記URL先)にて「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託報告書(令和8年3月)」を公開しておりますので、ご参照ください。</p> <p>https://www.pref.okinawa.lg.jp/heiwakichi/atoc/hi/1017394/1024329/1022586/1039415.html</p>	R8.4.17
---	---	---	---------